

一時預かり事業

指導監査基準(令和8年8月1日適用)

荒川区子ども家庭部子育て支援課指導監査係

指導監査基準中の「評価区分」

評価区分	評価区分	指 導 形 態
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

目 次

1 事業内容	1
2 届出内容の変更(建物設備を除く)	1
3 施設要件	1
4 建物設備の安全、衛生	2
5 職員配置	3
6 虐待等の行為	5
7 保護者との連絡状況	5
8 休息等の状況	5
9 児童の安全管理の状況	6
10 事故発生時の対応	7

〔凡例〕以下の関係法令、通知等を略称して次のように表記する。

	関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
3	昭和23年12月29日厚生省令第63号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」	厚生省令
4	平成18年1月25日国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
5	平成26年9月5日雇児発第0905第5号 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」	雇児発0905第5号
6	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
7	昭和25年5月24日法律第201号「建築基準法」	建築基準法
8	令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号「一時預かり事業の実施について」	こ成保第191号
9	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待防止法
10	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号
11	令和7年3月21日こ成安第44号・6教参学第51号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第44号(事故報告)
12	令和7年3月31日6福祉子保第5649号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	6福祉子保第5649号(発生対応)
13	令和7年3月21日こ成安第45号・6教参学第52号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	こ成安第45号(事後検証)

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 事業内容	厚生省令に基づき、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものに準じ、事業を実施すること。 ア 一般型一時預かり事業 養護及び教育を一体的に行い、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うこと。 イ 幼稚園型一時預かり事業 (ア)幼稚園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 学校教育法第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の内容に関する事項 (イ)幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項。	1 事業の内容は適切か。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の35	(1) 事業の内容が適切でない。 (2) 事業の内容が不十分である。	C B
2 届出内容の変更(建物設備を除く)	施設の届出事項に変更が生じたときは、変更届を提出することが必要である。 変更届出事項 ア 事業の種類及び内容 イ 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地) ウ 条例、定款その他の基本約款 エ 職員の定数及び職務の内容 オ 主な職員の氏名及び経歴 カ 事業を行おうとする区域(区の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、区の名称を含む。) キ 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員 ク 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 ケ 事業開始の予定年月日	1 届出事項の変更を届出ているか。	(1) 児童福祉法第34条の12第2項 (2) 児童福祉法施行規則第36条の33	(1) 届出事項の変更を届けでていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 施設要件	1 厚生省令第32条の規定に準じ、一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に準じて、必要な設備(医務室、調理室及び屋外遊技場を除く。)を設けること。 ・非常口は避難に有効な位置に2か所2方向設置。(1階保育室等 も2方向) ・保育室等がある建物は、ア新耐震基準により建築された建物、イ耐震診断により安全性が確認された後に開設しているか。 ア 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる施設 (ア)乳児室又はほふく室及び便所を設けること。 (イ)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 (ウ)乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡(有効面積)以上であること。 イ 満2歳以上の幼児を入所させる施設 (ア)保育室又は遊戯室及び便所を設けること。 (イ)保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 (ウ)満2歳以上の幼児1人につき、保育室又は遊戯室は1.98㎡(有効面積)以上であること。 なお、施設を2階以上に設ける場合は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年9月5日雇児発0905第5号)第2の基準を満たしていること。	1 構造設備が基準を満たしているか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の35 (2) 新耐震基準(昭和56年6月1日) (3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 (4) 雇児発0905第5号	(1) 構造、設備が基準を満たしていない。	C
		2 利用児童に見合う基準面積を下回っていないか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の35第1項第1号イ、第2号イ	(1) 基準面積が不足している。	C
		3 保育に必要な用具が備えられているか。	(1) 保育所保育指針第1章1(4)	(1) 用具等が備えられていない。 (2) 用具等の備えが不十分である。	C B
	2 食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。	4 食事の提供を行う場合において、加熱や保存等の調理機能を有する設備を備えているか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の35第1号ホ、第2号ホ	(1) 加熱や保存等の調理機能を有する設備を備えていない。	C
	3 建物設備等の内容変更により、省令を満たさないことが起こり得る。変更する場合には、内容変更の届出をする必要がある。また、面積が増加する場合も内容変更の届出をする必要がある。届出関係書類、図面等は、施設の設備の現状及び認可内容の状況を示すものであり、整備、保管しておくこと。	5 建物設備等の届出内容と現状に相違がないか。また、変更する場合、届出をしているか。	(1) 児童福祉法第34条の12第2項	(1) 建物設備等の届出内容と現状に著しい相違がある。 (2) 届出内容と現状に相違がある。 (3) 内容変更を届け出ていない。	C B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
4 建物設備の安全、衛生	1 設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。	1 構造設備に危険な箇所はないか。	(1) 雇児発0905第5号 (2) 保育所保育指針第3章3、4(1)イ	(1) 構造設備に危険な箇所がある。	C
		2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。	(1) 保育所保育指針第3章3	(2) 備品が損傷して危険がある。 (3) 危険物が放置されている。 (4) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。	C C B
	2 利用者が使用する設備等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	3 保育室、便所等設備が清潔であるか。	(1) 保育所保育指針第3章3	(1) 採光・換気等が悪い。 (1) 衛生上、著しく問題がある。	C C
		4 施設内にある用具(寝具、遊具等)が清潔であるか。	(1) 保育所保育指針第3章3	(2) 衛生管理が不十分である。 (1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。	B C B
	3 建築物及び建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。 建築物 3年毎(※) 建築設備 毎年(※) 防火設備 毎年(※) 昇降機 毎年 ※300㎡を超える規模の又は3階以上の階で、その用途に供する部分が対象になる。ただし、平屋建てで500㎡未満のものは除く。	5 建築物及び建築設備等の定期検査を行っているか。	(1) 建築基準法第12条第1項～第4項	(1) 建築物及び建築設備等の定期検査報告を行っていない。	B
5 職員配置	1 厚生省令に基づき、次に掲げる区分に応じた職員を配置すること。 ア 一般型一時預かり事業 乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育従事者(以下「保育従事者」という。)を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること。 当該保育従事者の数は2人を下回ることができないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施、当該保育所等の職員(保育従事者に限る。)による支援を受けることができる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を1人とすることができる。 イ 幼稚園型一時預かり事業 幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者(以下「教育・保育従事者」という。)を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を1/2以上とすること。 当該教育・保育従事者の数は2人を下回ることができない。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員(教育・保育従事者に限る。)による支援を受けることができる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人することができること。	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の35 (2) こ成保第191号通知、別紙「一時預かり事業実施要綱」	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	2 保育士以外の保育従事者若しくは、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。 ア 「子育て支援員研修事業の実施について」(令和6年3月30日こ成環第111号・こ支家第189号こども家庭庁成育・支援局長連名通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める地域保育コースの「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。 イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。				
6 虐待等の行為	職員は、利用児童に対し、次に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による(1)・(2)又は(4)の行為の放置その他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。 (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 <参考> 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和7年8月 子ども家庭庁、文部科学省)	1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 児童福祉法第33条の10 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第2条、第3条 (3) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア	(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。 (2) 一部不適切な行為がある。	C B
7 保護者との連絡状況	子どもの保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。 保護者に対する支援は、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信など様々な機会を活用し、子どもの様子や日々の保育の意図などを説明して保護者との相互理解に努めること。	1 保護者との連絡は十分か。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)、4(3)、第3章1(1)、(3)、第4章2(1)ア	(1) 保護者との連絡体制ができていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。	C B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
8 休息等の状況	1 子どもの発達過程に応じて、休息を取ることができるようにすること。	1 午睡等の適切な休息をとっているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④、イ(イ)④、3(2)オ	(1) 午睡などの適切な休息を全くとっていない。	C
	2 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。 1歳以上であっても子供の発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの子供については特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。 ・児童の顔が見える仰向けにしっかりと寝かせる。 ・照明は児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。顔色がしっかり確認できること。(採光、布団等が顔にかぶってないか。) ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい) ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・必ず大人が見ていること。(子供から目を離さない、子供全員が見える位置につく、死角を作らない。) ・児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。子供を一人にしない。(子供だけにしない) ・保育室内の禁煙を徹底する。 ・日々、個々の体調確認の徹底(個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等) <参考> 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) <参考> 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)	1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。 ・児童の顔が見える仰向けに寝かせる、児童の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察する、厚着をさせすぎない、職員がそばで見守る等、睡眠中の事故防止対策が講じられているか 2 睡眠時チェック表を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア第3章1(3)イ第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 30福保子保第3635号通知 (5) 5福祉子保第3004号通知 (1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 30福保子保第3635号通知 (5) 5福祉子保第3004号通知	(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。 (2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。 (3) 睡眠時チェック表を作成していない。 (4) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。	C B C B
9 児童の安全管理の状況	保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。 ・危険な場所、設備等を把握しているか。 ・携帯電話等による連絡体制を確保しているか。 ・施設外保育時に複数の保育士が対応しているか。	1 児童の事故防止に配慮しているか。	(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2) (2) 雇児総発第402号	(1) 児童の事故防止に配慮していない。 (2) 児童の事故防止に対する配慮が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
10 事故発生時の対応	1 事故により傷害等が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故簿等に記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じること。	1 事故発生時に適切な処置がとられているか。 (事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。)	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 6福祉子保第5649号(発生対応) (3) こ成安第45号(事後検証)	(1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。 (2) 事故発生後の対応が不十分である。	C B
	2 次に掲げる事故等が発生した場合には区に報告すること。 ① 死亡事故 ② 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) ③ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等 ④ 感染症もしくは食中毒の発生または発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症もしくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合 ⑤ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 ⑥ その他、児童の生命または心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実がある思慮される事案を含む。)が発生した場合 事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1カ月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。	1 報告対象となる事故を区に、速やかに報告しているか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の35第2項 (2) こ成安第44号(事故報告) (3) こ成安第45号(事後検証)	(1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。	C B